	［略］	［略］	［略］	［略］
	［削除］	［削除］	［削除］	［削除］
		［削除］	［削除］	［削除］
		［削除］	［削除］	［削除］
		［削除］	［削除］	［削除］
	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
鉱業、採石業、	［略］	［略］	［略］	［略］
砂利採取業	金属鉱業	［略］	［略］	［略］
		0519	その他の金属鉱業	［削除］
	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
製造業	［略］	［略］	［略］	［略］
	船舶製造・修理	3131	船舶製造・修理業	［削除］
	業、舶用機関製	3132	船体ブロック製造業	［削除］
	造業	3133	舟艇製造・修理業	［削除］
		3134	舶用機関製造業	［削除］
	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

	［略］	［略］	［略］	［略］
	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	3131 3132 3133 3134	船舶製造・修理業 船体ブロック製造業 舟艇製造・修理業 舶用機関製造業	ただし、武器産業、原子力産業に係るものに限る
	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
鉱業、採石業、	［略］	［略］	［略］	［略］
砂利採取業	金属鉱業	［略］	［略］	［略］
		0519	その他の金属鉱業	ただし、核原料物質を除く
	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
製造業	［略］	［略］	［略］	［略］
	船舶製造・修理	3131	船舶製造・修理業	ただし、武器産業、原子力産業に係るものを除く
	業、舶用機関製	3132	船体ブロック製造業	
	造業	3133	舟艇製造・修理業	
		3134	舶用機関製造業	
	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第一から別表第三までの規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う対内直接投資等（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行う対内直接投資等については、なお従前の例による。